

改正

平成20年 3 月31日告示第44号

平成20年11月25日告示第156号

平成21年 3 月30日告示第49号

平成26年 7 月29日告示第125号

二本松市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の広報紙等に掲載することができる広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 広告を掲載することができるもの（以下「広告の種類」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報にほんまつ
- (2) 二本松市ウェブサイト
- (3) その他市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が広告として掲載することが適当でないとするもの

(広告掲載の優先順位)

第 4 条 広告掲載を決定する場合の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。
ただし、同一順位内における優先順位は、第 8 条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。

- (1) 第 1 順位 公社、公益的法人及びそれに類するもの
- (2) 第 2 順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 第 3 順位 前 2 号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) 第 4 順位 その他広告を掲載することが適当であると市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告の種類ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載は有料とし、掲載料は広告の種類ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を、公募するものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長が定める期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、あらかじめ第15条に規定する二本松市広告審査委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者（以下「申込者」という。）に広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 広告を掲載する旨の決定通知（以下「掲載決定通知」という。）を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、前条第3項の規定による掲載決定通知を受理した後において、市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、掲載後に納付することができる。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告掲載を決定した後に、掲載内容に市の行政運営上支障があると認められたとき、又は市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、若しくは第10条に規定する広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第13条 市長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、原則として掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は、還付しない。

(広告審査委員会)

第15条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、二本松市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、企画財政課長、人事行政課長、秘書広報課長、税務課長及び商工課長を充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した職務代理者が委員長を代理する。

6 委員会の庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

第16条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の二本松市有料広告掲載の取り扱いに関する要綱(平成17年二本松市告示第93号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年告示第44号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第156号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第49号）

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附 則（平成26年7月29日告示第125号）

この要綱は、平成26年7月29日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

第2号様式（第9条関係）